

《記事》

宋代における「編配」の意味について

中村 正人

宋代に「編配」なる語が存在し、それは通説的な見解では「配軍」「編管」「羈管⁽¹⁾」という三つの刑罰（処分）の総称であるとされている。滋賀秀三氏によれば、配軍とは「廂軍すなわち地方の雑軍に編入すること」、編管とは「遠隔地に押送して、その地で自主的に生計を立てさせながら、その地の地方官庁の監察下におくもの」、羈管とは「編管に似てそれよりも監察の程度のゆるやかなもの」である⁽²⁾。

編配が配軍・編管・羈管の総称であるとする点について、滋賀秀三氏は「宋王朝の支配が確立して平和が恢復すると、……既述の五刑の上に新たな刑種が発生した。配軍……、編管、羈管なる刑名がこれであり、総称して編配という⁽³⁾」と述べ、川村康氏も「唐後半から五代宋初を通じて発展してきた配流と、それを制度化した配軍・編管・羈管の総称である編配が云々⁽⁴⁾」と述べている。また辻正博氏も「編配（配軍・編管・羈管）は、対象となる罪人を何らかのかたちで国家が管理・監督することから、「配隸」という範疇で一括して言及されることがある⁽⁵⁾」（下線筆者）と述べて、「編配＝配軍・編管・羈管」と理解していることから、少なくとも日本においては⁽⁶⁾これが共通の理解と考えて間違いないであろう⁽⁷⁾。ただ、いずれの論者もその根拠についてあまり詳細には述べていない⁽⁸⁾。

しかしながら、宋代の史料を見ると、こうした通説とは明らかに矛盾する記述を目にすることがある。例えば『慶元条法事類』所載の断獄令に以下のような規定がある。

諸て罪人応に編配・羈管すべくして、瘡病或いは孕にして未だ決せざる者あらば、遣行して詣るところの処に報じ之れを決す。即し瘡病重き及び産月に臨みたる者は留むるを聴し〔瘡病ならば仍お人を差して治療せしむ〕、遣するに堪うるを俟ちて乃ち行かしむ⁽⁹⁾。（下線筆者）

本条は、疾病あるいは妊娠中の囚人に対する編配等の執行の特例に関する規定であるが、下線部にあるとおり「編配・羈管」という表記がなされている。通説が言うように編配が配軍・編管・羈管の総称なのであれば、「羈管」の語は明らかに不要であり、ごく常識的に考えれば、「編配」という語には「羈管」は含まれないと解すべきことになろう。

ただ、この点に関しては一つ確認しておくべきことがある。すなわちそれは誤記の可能性である。例えば、前引の条文の3条後から続く5つの条文は以下のように規定している。

- ① 諸て責降・安置及び編配・羈管せらるるの人、所在の州は常切に檢察し、出城及び走失するを致さしむることなかれ。仍お季ごとに姓名を具して尚書省に申せよ。
- ② 諸て編管・羈管せらるるの人、月ごとに長吏庁に赴き呈驗す。元と品官に係る、若しくは婦人の元と官品封邑ある者は、居るところの廂が止だ見管の状を具して申せよ。
- ③ 諸て編管・羈管せらるるの人の赦に遇う者、元と命官に係らば、所属は十五日を限りて元犯を具して奏裁せよ。〔安置せらるる者此れに准ず。〕
- ④ 諸て編配・羈管の人、道に在りて赦に会わば、故らに稽留する者に非ずば、已に至りて赦に会うの法に依る。
- ⑤ 諸て編管・羈管せらるる人の応に放つべき者は、公憑を給す⁽¹⁰⁾。(以上、下線筆者)

以上の5箇条においては、下線部にあるとおり①と④は「編配・羈管」とあるが、残りの②③⑤は「編管・羈管」とある。ここだけを見れば、「編配・羈管」という、通説的な見解に従えばあり得ない表記は、実は「編管・羈管」の誤記である可能性が考えられるかもしれない。しかしながら、『慶元条法事類』には、巻77・服制門・喪葬の随勅申明⁽¹¹⁾や巻78・蛮夷門・帰明附籍約束の捕亡勅⁽¹²⁾においても「編配・羈管」という表現が現れるため、単純に「編管・羈管」の誤記であると捉えることには若干無理が感じられる。

さらに言えば、「編配・羈管」という表現は『慶元条法事類』のみならず、『宋会要』中にも多数見られる。一例を挙げれば、『宋会要』職官76-37・靖康元年2月12日の金国講和赦文には、

あ^らゆる合に叙用すべきの人は、並びに三期に当てるを^{ゆる}与し、命官の編配・羈管・散官に責授せらるるの人は、理して一赦と為す。(下線筆者)

とあり、やはり「編配・羈管」という表現が見られる。『宋会要』にはこの他にも、

『宋会要』職官76-31・政和5年5月5日条

同 職官76-33・政和7年4月25日条

同 職官76-35・宣和3年9月3日条

同 職官76-39・建炎2年11月22日条

同 職官76-42・紹興元年9月18日条

同 職官 76-56・乾道 3 年 11 月条
同 刑法 4-40・宣和 7 年 11 月 19 日条
同 刑法 4-42・紹興元年正月 1 日条
同 刑法 4-43・紹興 2 年 9 月 4 日条
同 刑法 4-46・紹興 17 年 12 月 1 日条
同 刑法 4-58・淳熙 16 年 6 月 16 日条

等の記事においても「編配・羈管」という表現が見られる。

また、『宋史』の中にも、「各州、年ごとに編配・羈管・奴婢の人及び断過せる編配の数を開収し、各おの籍を置く⁽¹³⁾」と、やはり「編配・羈管」という語が存在する。なお、この『宋史』刑法志の記述は、『慶元条法事類』にも収録されている、以下の断獄令の規定を元としていると見られる。

諸て州、刺面・不刺面配軍・編管・羈管の人及び奴婢、半年ごとに一たび開収・見管並びに本州の編配せる人（原文は「久」に誤る——筆者注）数を具し、式に依りて冊を作り、六十日を限りて尚書刑部に供申せよ⁽¹⁴⁾。

ここで注目すべきことは、慶元断獄令において「(刺面・不刺面) 配軍・編管・羈管」とある箇所が、『宋史』の記述では「編配・羈管」と表現されている点である。ここより見れば、少なくとも『宋史』の編纂者は「編配」という語を配軍と編管の総称であると認識していたことが明らかとなる。

以上のことから、「編配・羈管」という表記はやはり「編管・羈管」の誤記ではなく、編配という語には羈管が含まれず、文字通り編管と配軍という 2 つの刑罰の総称なのではないかと考えられる。この点に関して梅原郁氏はその著書の中で、「配流、配隸と、官員の編管を一つにした言葉が編配である⁽¹⁵⁾」と述べている。梅原氏の言う「配流、配隸」が、滋賀秀三氏が指摘するように「配軍」のことを指す⁽¹⁶⁾のであれば、梅原氏もまた編配なる言葉には配軍と編管のみが含まれ、羈管は含まれないと考えていたことになる。

ただし、これまでの通説的見解が完全に誤りなのかと言え、必ずしもそうとは言えないのではないか。なぜならば、編配という語が多義的な概念である可能性があるからである。この点に関して、魏殿金氏は「宋代では、犯罪者を強制的に特定の戸籍に編入し、犯罪者の一定の自由を剥奪あるいは制限する刑罰を「編配」と総称し、主要なものに配・編管・羈管・安置・居住・移郷等があった」とし、編配という語に羈管はおろか、安置や居住・移郷等も含まれると解している。編配という概念にこうした広範な処分行為が含まれ

るということについて魏氏自身は明確な根拠を示しているわけではないが、もしこの説が正しいとすれば、編配は広狭様々な意味で用いられていたというようにも考えられるのではないか⁽¹⁷⁾。編配は最も狭い意味では配軍と編管のみを指す語として用いられていたことはほぼ疑いないと思われるが、その一方で最も広い意味では安置・居住・移郷までもが含まれたのだとすれば、その中間において、通説的見解が説くように配軍・編管・羈管を指す言葉として編配という語が用いられていたと考えてもあながち不自然なことではないように思われる。

以上、いくつかの史料に基づいて編配の意味についての簡単な考察を行ってきた。編配という語が指す正確な内容を確定するためには、なお詳細な検討が必要であるけれども、今回の考察によって少なくとも「編配＝配軍・編管・羈管の総称」と単純に捉える見解には再考の余地があることは明らかにできたのではないかと思われる。

- (1) 「羈管」の語については、論者あるいは史料によって「羈管」の文字が用いられることもあるが、本稿では引用文の場合を除き「羈管」の表記に統一する。
- (2) 滋賀秀三『中国法制史論集 法典と刑罰』（創文社、2003 年）323 頁。なお、配軍・編管については、辻正博『唐宋時代刑罰制度の研究』（京都大学学術出版会、2010 年）の記述も併せて参照のこと。
- (3) 滋賀前掲書 322 頁以下。
- (4) 川村康「宋代主刑考」（『法と政治』（関西学院大学）48-1、1997 年）342 頁。
- (5) 辻前掲注 2 書 177 頁。
- (6) 中国においても、例えば王雲海主編『宋代司法制度』（河南大学出版社、1992 年）は「前者を刺配と称し、後者を編管あるいは羈管と称し、併せて編配流役と称した」（374 頁）と述べ、編配が配軍（刺配）・編管・羈管の総称であるとの理解に立っている。
- (7) ただし、後述のようにこうした理解とは異なる見解も存在する。
- (8) 滋賀秀三氏は、「編配という言葉が、編と配との総称であることは、『慶元条法事類』（古典研究会写真復刻版）五二四頁断獄式の構文によって知られる」（滋賀前掲注 2 書 338 頁注（34））と述べているが、この説明を素直に受け取れば、編配は編（＝編管）と配（＝配軍）の総称ということになり、そこに羈管が加わる理由がよく分からない。
- (9) 『慶元条法事類』卷 75・刑獄門 5・編配流役（古典研究会復刻本 521 頁）。
- (10) 以上の 5 箇条は、いずれも『慶元条法事類』卷 75・刑獄門 5・編配流役（古典研究会復刻本 522

頁) 所収の断獄令である。なお、①から⑤の数字は筆者が便宜的に付けたものである。

(11) 古典研究会復刻本 566 頁。

(12) 古典研究会復刻本 575 頁。

(13) 『宋史』 卷 200・刑法志 3。

(14) 『慶元条法事類』 卷 75・編配流役・断獄令 (古典研究会復刻本 522 頁)。

(15) 梅原郁『宋代司法制度研究』(創文社、2006 年) 610 頁注 (7)。

(16) 滋賀秀三氏は、「配軍 (また配隷・配流ともいう。単に配といえば通常この刑を意味する)」(滋賀前掲注 2 書 323 頁) と述べている。

(17) 『慶元条法事類』 卷 75・刑獄門 5・編配流役の断獄式に、「編配人 (原文は「久」に誤る) 籍冊」という書式が収録されている。これは州が半年に一度管轄下の「編配等人数」を報告する際に用いられる書式であるが、そこでは「配軍」「編管」に処せられた者に加えて、「羈管」に処せられた者や没官されて官の賤人となった「奴」「婢」の人数も報告することとなっている。この断獄式の規定からも、編配という語の多義的な性格が見て取れるように思われる。